

くまモンのICカード加盟店各位

肥銀カード株式会社

キャッシュレス・消費者還元事業 加盟店登録のご案内

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。この度弊社にて、経済産業省によるキャッシュレス・消費者還元事業への申込受付を開始いたしました。この機会に是非登録申込をいただきますようご案内申し上げます。

敬具

キャッシュレス・消費者還元事業とは

キャッシュレス・消費者還元事業は、2019年10月1日の消費税率引上げに伴い、需要の平準化対策として、キャッシュレス対応による生産性向上や消費者の利便性向上の観点も含め、消費税率引上げ後の一定期間に限り、中小・小規模事業者によるキャッシュレス手段を使ったポイント還元を支援する国の補助事業です。

1. 実施内容

実施期間	2019年10月1日～2020年6月30日（9ヵ月間）
消費者支援	上記期間中、対象店舗でキャッシュレス決済による支払を行った場合、5%（※または2%）のポイント還元 ※事業形態がフランチャイズで本部が中小事業者でない場合
加盟店支援	【加盟店手数料補助】 期間中の加盟店手数料が3.25%以下に設定され、その1/3を国が補助 ＜くまモンのICカードの場合＞ 期間中の加盟店手数料2%（期間中の手数料3%の1/3を国が補助）
本制度を活用するメリット	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 消費者還元による集客力向上が期待できます。 ▶ 期間中の加盟店手数料減免効果がございます。

2. 本事業へ参加可能な加盟店について

ポイント還元事業の対象者は、原則として中小企業基本法上の中小企業等となります（①または②）。

業種	①資本金の額又は出資の総額	②常時使用する従業員数
製造業その他	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
サービス業	5000万円以下	100人以下
小売業	5000万円以下	50人以下

※1）旅館業は資本金5千万円以下又は従業員200人以下、ソフトウェア業・情報処理サービス業は資本金3億円以下又は従業員300人以下。

※2）資本金又は出資金が5億円以上の法人に直接又は間接に100%の株式を保有される事業者は本事業の登録対象外。

※3）中小・小規模中小・小規模事業者の定義に該当する場合であっても、登録申込時点において、確定している（申告済）の直近過去3年分の各年または各事業年度の課税所得の年平均額が15億円を超える中小・小規模事業者は補助の対象外。

※4）詳しくは経済産業省のWebサイト（<https://cashless.go.jp/>）をご確認下さい。

本事業への参加には店舗ごとに加盟店登録が必要です。

「キャッシュレス・消費者還元事業」の加盟店登録までのステップ

①

自社の店舗が本制度の対象店になるか確認

※複数店舗の場合は、店舗ごとの登録が必要となります。
※業種毎に定められた資本金の額や従業員数の要件等に該当する事業者が対象となります。

②

決済事業者（当社）に対し本事業への加盟店登録の申込（加盟店IDの発行依頼）

【加盟店IDとは】

- ・本事業への登録時に全加盟店に割り当てられる13桁の番号です。
 - ・複数の決済事業者（決済手段）と契約している場合は、いずれか1社を選んで加盟店IDの発行を依頼してください。
- 既に加盟店登録が完了している場合、発行済みの加盟店IDを申込時にお伝えください。

③

決済事業者（当社）の受付・内容確認後、国（事務局）の登録審査開始

※国の審査等により本事業の補助対象外となる場合もございます。予めご了承ください。

④

国（事務局）での登録審査完了後、決済事業者を通じて 「加盟店登録」と「消費者還元の開始日」を通知

当社のホームページより申込書式のダウンロードができます。

<https://www.kumamotoiccard.jp/>

くまモンのICカード

検索



※制度の詳細、参加対象加盟店の確認は、ホームページからご覧いただけます。

※インターネットメールでの申込が難しい場合は、書面で受付いたしますので下記へご連絡ください。

加盟店登録は
お早めに！

本事業への登録（審査）には約1～2ヶ月ほどお時間がかかります。
制度開始が近づくにつれ申し込みが急増することが予想されます。
お早めのお申し込みをお願いいたします。



お問合せ先 肥銀カード株式会社

TEL 096 - 326 - 8666

受付時間：平日9：00～17：00（土・日・祝日を除く）